

# こ う け ん で こ う け ん 後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



2023年1月1日  
発行所  
オールフォーワングループ

国松司法書士法人  
行政書士国松偉公子事務所  
オールフォーワン土地家屋調査士事務所  
〒1850021  
東京都国分寺市南町三丁目22番2号  
ゼルコパビル4階  
Tel.0423000255 fax0423000256  
office@kunimatu.jp

あけましておめでとうございます。  
本年もこの後見 DE 貢献をご貢献いただけるよう、さらに皆様のお役に立てる内容の情報発信ができるよう、努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて今回も前回に引き続き「家族信託」について取り上げています。  
ところで皆様は、家族信託の最大の特長は何だと思われますか。それは、私は「家族と向き合う時間を作ること」だと考えています。家族信託とは財産管理の方法です。それは主人公の財産について、主人公だけが考えるのではなく、家族を巻き込んで仕組みを検討していくのです。普段話をしない家族同士が向き合って話をし、家族会議、とまではいかなくとも親が子を思い、子が親を思う、あるいは兄弟を思う・・・そんな構図が目に見えます。

家族信託はあくまで財産管理の仕組みですが、それを考えるにあたっては、在宅なのか施設入所するのか、介護のこと医療のことなどのいわゆる身上保護のことも話に出るでしょう。  
そうやって家族と向き合う時間をもつことで、冷え込んだ家族関係を改善させたりすることもできるのです。  
皆さんも家族と向き合う時間、作ってみませんか？

## IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

さて、前号に引き続き「家族信託」についてもう少しお話ししたいと思います。

**Q：成年後見人と家族信託制度の使い分けが分かりません。**

本人の理解力が衰えたら困ることはありますか？例えば、不動産が売却できない、預貯金が下ろせない等。困ることがなければどちらも不要というケースもあり得ます。困ることがある場合、次に考えることは**成年後見人が就けば困りごとが十分解消されるかどうか**です。

(1) 期間について

**法定後見人・任意後見人**→家庭裁判所の審判から本人が死亡されるまで、能力が回復するまで  
**信託受託者**→**契約締結時(原則)から終了時期は自由に設定できます。**

(2) 権限について

**法定後見・任意後見人**→①財産管理 ②法律行為の代理(同意取消)※任意後見人は契約で定めた法律行為の代理 ③身上監護(保護)

**信託受託者**→契約で財産の管理・処分に関する権限を自由に設定できます。



IKUKO

ア：老親の入院費捻出のために不動産を売却する必要がある→後見制度・家族信託どちらも対応可＝○です。」

イ：不動産売却だけが主な目的ではなく、その**売却代金を再投資して相続対策もしたい**

→この場合は、**成年後見制度は使えません**。家族信託の場合は、受託者の権限内において、信託の目的に沿っていれば売却等も自由に行うことができます。



家族信託の仕組みについて、まだ知らないという方も多いという現状があります。家族信託導入の際に注意すべき点としては以下の点が考えられます。

1. **信託不動産における「損益通算禁止、があることを理解する必要があります。**

信託以外の不動産所得との通算、別個の不動産信託契約間の通算ができません。複数の不動産所得者は、税務的に注意すべき点があることを踏まえて信託の設計をするべきです。

※**租税特別措置法 第41条の4の2①にて「信託財産である不動産から生じた損失はなかったものとみなす」旨が規定されています。**

2. 何段階もの長期にわたる家族の資産承継を指定できるからこそ、子、孫の想いも織り込んだ家族信託の設計を考えることが求められます。

3. **家族信託導入時のコストが掛かります。**

専門家報酬・公証役場の手数料・不動産登記費用など、導入時にまとまった費用が発生します。しかし、これにより何十年と世代をまたいだ財産管理と資産承継の仕組みを確立することになりますから、長期的に見ると必要経費だと理解するべきだと言えます。

4. **家族信託の法務・税務・実務に精通した専門家に相談することが大切です。**

家族信託の将来に重大な影響があることから相談する専門家は慎重に選択するべきです。  
★是非、国松司法書士法人へご相談ください★

YouTube

国松偉公子の  
相続相談室  
(\*^o^\*)



★LINE★  
国松司法書士法人

こちらの  
アカウント!!  
友だち追加を  
どうぞよろしく☆

